

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 1 )

府省名	人事院	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	事務総局企画法制課	FAX	[REDACTED]
担当者名	安藤	e-mail	[REDACTED]

**質問及びその理由**

※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。

※質問は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

**【質問内容】**

「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律」における「特定業務委託事業者」(第2条第5項)の定義には国も含まれることですが、本法による規制の対象は「特定業務委託事業者」のフリーランスに対する「業務委託」に対するものであり、職員（従業員）の身分や勤務条件その他の国家公務員法に規定されている職員に適用される基準を定めていいる条項はないという理解でよいでしょうか。

**【質問の理由】**

(本法の規定をみれば明らかですが、) 本法に関し、国家公務員法との間で適用関係の整理が必要な論点は生じないと考えておりますが、その理解で誤っていないか入念的に確認させて頂きたいというものです。

※ 例えば、派遣法第40条の6、第40条の7の規定のように、国（職員）に直接適用させることが適當ではない条項について所要の調整を行うための規定を置く必要はないということを確認させていただきたいというものです。

<参考>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第四十条の六 労働者派遣の役務の提供を受ける者（国（行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。）を含む。次条において同じ。）及び地方公共団体（特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）を含む。次条において同じ。）の機関を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、その時点において、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者から当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、その時点における当該派遣労働者に係る労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなす。ただし、労働者派遣の役務の提供を受ける者が、その行つた行為が次の各号のいずれかの行為に該当することを知らず、かつ、知らなかつたことにつき過失がなかつたときは、この限りでない。

(以下略)

第四十条の七 労働者派遣の役務の提供を受ける者が国又は地方公共団体の機関である場合であつて、前条第一項各号のいずれかに該当する行為を行つた場合（同項ただし書に規定する場合を除く。）においては、当該行為が終了した日から一年を経過するまでの間に、当該労働者派遣に係る派遣労働者が、当該国又は地方公共団体の機関において当該労働者派遣に係る業務と同一の業務に従事することを求めるときは、当該国又は地方公共団体の機関は、同項の規定の趣旨を踏まえ、当該派遣労働者の雇用の安定を図る観点から、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号。裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）その他関係法令の規定に基づく採用その他の適切な措置を講じなければならない。

(以下略)

【回答】

貴見のとおりです。

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」  
についての質問用紙（様式）**

(通し番号 2 )

府省名	人事院	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	事務総局企画法制課	FAX	[REDACTED]
担当者名	安藤	e-mail	[REDACTED]

<b>質問及びその理由</b> ※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。 ※質問は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。
<b>【質問内容】</b> 本法の「特定業務委託事業者」に国が含まれるとき、第15条に規定される厚生労働大臣が作成する「指針」において、厚生労働大臣が、「特定業務委託事業者」である国のフリーランスに対する「業務委託」について適切な対処を求めることになるという理解でよいでしょうか。  <b>【質問の理由】</b> (本法の規定をみれば明らかですが)、「特定業務委託事業者」に国が含まれるのであれば、当然に法第15条に規定される厚生労働大臣が作成する「指針」も国に適用されると考えておりますが、その理解で間違っていないか入念的に確認をさせて頂きたいというものです。  <b>【回答】</b> 貴見のとおりです。